

## 熱海市漁業集落排水事業経営戦略

団 体 名	:	静岡県熱海市			
事 業 名	:	漁業集落排水事業			
策 定 日	:	令和 3 年 3 月			
計 画 期 間	:	令和 3 年度 ~ 令和 12 年度			

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成19年度 (14年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用 (法適用(全部適用)は令和6年4月1日を 予定している)
処理区域内人口密度	12.1人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	該当なし
処 理 区 数	1処理区(初島処理区)		
処 理 場 数	1箇所(初島浄水管理センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	該当なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

##### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本市の一般汚水の使用料体系は、基本料金と従量使用料(超過使用料)の二部使用料制を採用している。基本使用料に基本水量を含んでおり、超過料金は累進制となっている。				
	1ヶ月当たり				
	使用水量	使用料			
	基本料金 10m <sup>3</sup> まで	3,392円			
	超過料金 10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで (1m <sup>3</sup> につき)	83円			
	20m <sup>3</sup> を超えるもの	167円			
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	その他の使用料体系設定なし				
条 例 上 の 使 用 料 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	4,145 円	実 質 的 な 使 用 料 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	4,872 円
	平成30年度	4,145 円		平成30年度	4,953 円
	令和元年度	4,222 円		令和元年度	5,029 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	当事業に人件費は計上していない。
事業運営組織	専従職員はおかず、環境センター職員が廃棄物処理業務等と兼務し業務にあたっている。 市民生活部長 ―― 協働環境課長 ―― 環境センター

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄水管理センター及びマンホールポンプの維持管理業務及び料金徴収業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙のとおり

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は行政区域内人口の動向を踏まえ、算出した。  
行政区域内人口については、熱海市人ビジョンを基に、令和元年度実績との比率で補正することにより算出した。当市の人口は減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くと予想され、令和元年度の36,437人から、令和12年度には30,872人に減少する。  
将来の処理区域内人口は、行政区域内人口の動向と同様に減少傾向を示すと想定し、令和元年度の133人から、令和12年度には115人に減少する。

### (2) 有収水量の予測

有収水量は有収率100%であるため、流入汚水量を推計し、流入汚水量=有収水量として算出した。  
将来流入汚水量は、処理区域内人口に合わせて減少していくと想定し、これに令和2年度の事業所新規接続分(将来一定)を加えることにより算出し、令和元年度の61m<sup>3</sup>/日から、令和12年度には56m<sup>3</sup>/日に減少する。

### (3) 使用料収入の見直し

使用料収入の推計は、有収水量をベースに使用料単価(使用料収入÷有収水量)を乗じて算出した。  
使用料単価は現状、総務省が推奨する150円/m<sup>3</sup>を超えており、今後も現行の使用料金で想定した場合、令和元年度の約560万円から、令和12年度には約510万円の使用料収入が見込まれる。

#### (4) 施設の見通し

管路及び浄水センターは全て整備済であるが、令和元年度の機能保全計画において策定した最適整備構想に基づき、設備を主とした効率的な改築事業を実施していく予定である。

#### (5) 組織の見通し

近年、環境センターの職員数は17人で推移している。このうち、当該事業は職員2人で担当しており、最小限の職員配置で対応している状況である。今後も建設及び維持管理の両面から、漁業集落排水事業経営を効率的に実施していくには一定の職員数確保が必須であるとともに、公営企業会計移行後も、事務量の増加が見込まれるため、現状の職員数は維持しつつ、職員の技術力向上のための育成や研修の充実化を図り、組織力強化に取り組んでいく方針である。また、料金及び使用料の徴収業務については、継続して民間業務委託を行う。

### 3. 経営の基本方針

本市の漁業集落排水事業は、初島地区市民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に資するため、事業を進めてきたが、人口減少に伴う使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う改築費用の増加が今後懸念され、経営環境の更なる健全化が求められている状況である。

第4次熱海市総合計画(後期基本計画:平成28年3月)において、基本方針(3つの創造)のひとつである「人と自然が共生する社会の創造」のために取り組む事業として「1.環境にやさしいまちづくり」「2.自然を守り継承し、癒される空間の創出」があり、これを実施するための下水道事業の重点化施策として、「下水道接続の普及・促進」、「処理施設、老朽管の改築・更新」及び「未整備地区の管渠布設」が挙げられている。これらを踏まえ、将来にわたり安定した汚水処理サービスを継続して提供するため、基本方針を以下のとおりとする。

#### 【1.施設の機能維持】

・機能保全計画において策定した最適整備構想に基づき、施設の効率的な修繕・改築を実施する。

#### 【2.経営の強化に向けた取り組み】

- ・経営基盤の強化及び汚水処理サービスの持続性と安定性を図るため、公営企業会計へ移行する。(令和6年4月1日より移行予定)
- ・地方債、一般会計繰入金等の財源について、適正な水準を検討する。
- ・研修等により、職員的能力向上に取り組む。
- ・徴収事務において、事務委託を行うなど効率的な運営に取り組む。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

#### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

#### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	既存施設の効率的な機能維持を図り、安定した汚水処理を実施していく。
-----	-----------------------------------

建設改良費は令和3年度から令和12年度までの10年間に約2.6億円の建設改良費が必要となる見込みである。建設改良費としては機能保全計画に基づく改築事業費を計上し、令和6年度までは年度別事業計画を基に市の財政状況を踏まえて計上し、令和7年度以降は最適整備構想に基づく事業費を計上した。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	漁業集落排水事業を継続的に実施していくため、企業債及び一般会計繰入金については事業経営に見合った財源を確保し、収支均衡を図る。
-----	---

##### ① 使用料収入

現状の使用料単価(将来一定)に年度別有収水量を乗じて算出した。  
接続率・収納率ともに100%だが、人口減少により令和3年度の約590万円から、令和12年度には約510万円となる計画である。

##### ② 他会計繰入金

現状では一般会計からの基準内及び基準外繰入金で補うものとする。  
令和3年度の約2,600万円から、令和12年度には約3,100万円となる計画である。

##### ③ 国補助金

補助対象となる施設に対して、建設改良費に補助率(50%)を乗じて算出した。

##### ④ 地方債

辺地債(令和5年度迄)と公営企業債を計上し、建設改良費から国補助金を差し引いた額を計上した。  
令和3年度の約1,800万円から建設改良費に合わせて変動し、令和12年度に約1,800万円となる計画である。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>①維持管理費 燃料費・電気使用料等については過年度実績を基に、将来流入水量に合わせて変動していくものと想定し、計上した。 修繕料・委託料については過年度実績を基に、固定費(将来一定)として計上した。</p> <p>②支払利息・地方債償還金 過年度分については、年度別償還計画に基づき計上した。 令和3年度以降の将来分については、辺地債及び公営企業債ともに年利2%、償還年数10年(据置年数2年)で計算し、計上した。</p>
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	離島であるため、該当無し。
投資の平準化に関する事項	改築事業は、機能保全計画で策定した最適整備構想に基づくが、経営状況を踏まえて適宜精査を行い、投資費用の平準化を図っていく方針である。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点では無し。
その他の取組	現時点では無し。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料収入で施設の運営費は賅えていないのが現状であるが、現在の使用料金は、当市の公共下水道使用料や周辺市町村に比べても大変高い設定であり、当面、使用者へさらなる負担を求める改定は難しい。
資産活用による収入増加の取組について	資産が処理施設と管路・設備だけであり、活用出来る資産がない。
その他の取組	該当なし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後も、施設の維持管理については民間業者への委託を継続する。PPP/PFI等の民間委託については、情報収集に努める。
職員給与と費に関する事項	現在一般会計で対応しており、人件費は発生していないが、公営企業会計移行時に検討を行う方針である。
動力費に関する事項	必要に応じて高効率・省エネルギー型機器の導入を検討し、動力費の抑制に努める。
薬品費に関する事項	今後も継続して施設の維持管理を民間業者へ委託することで、効率的な運転管理を図り、薬品費の抑制に努める。
修繕費に関する事項	機能保全計画で実施した機能診断結果に基づき、計画的な保守・点検を行い、効率的な修繕に努める。
委託費に関する事項	施設の維持管理及び徴収業務については民間業者への委託を継続しつつ、現在の仕様や発注方法の検討等、経費削減・効率化のための情報収集に努める。
その他の取組	公営企業会計移行後の令和6年度以降に、経営状況を踏まえた上で、効率的な経営及び市民サービスの向上を目指し、組織体制の効率化を検討する。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	今回の経営戦略に基づき事業を実施していく中で、経営比較分析表を活用しながら、実施状況の進捗管理を行い、事業経営の健全化に向けた取り組みを適宜進めていく予定である。 また、3～5年以内に改定を行う方針である。
---------------------	--



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

区 分	年 度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
		令和元年度 前年度	令和2年度 本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
積立金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)			1										
前年度繰上充用金 (M)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)													
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実質収支黒字 (P)													
(N)-(O) 赤字 (Q)													
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )													
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )		135	141	124	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)		5,591	5,824	5,903	5,803	5,703	5,603	5,503	5,503	5,403	5,303	5,203	5,103
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地方債残高 (X)		135,239	131,438	141,912	136,071	133,072	131,396	143,428	133,133	129,568	132,605	141,036	140,357

○他会計繰入金

区 分	年 度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
		令和元年度 前年度	令和2年度 本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分		30,575	31,129	25,849	20,111	20,588	22,810	23,232	24,333	25,427	28,326	28,931	30,587
うち基準内繰入金		30,575	31,129	25,849	20,111	20,588	22,810	23,232	24,333	25,427	28,326	28,931	30,587
うち基準外繰入金													
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計		30,575	31,129	25,849	20,111	20,588	22,810	23,232	24,333	25,427	28,326	28,931	30,587

# 経営比較分析表（令和元年度決算）

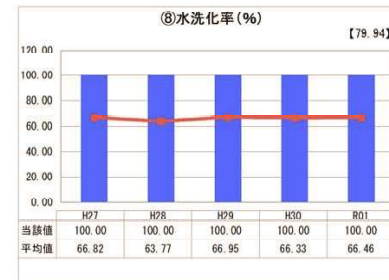
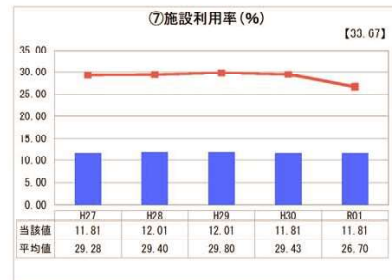
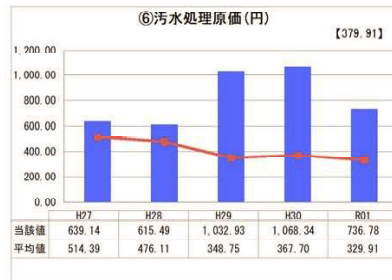
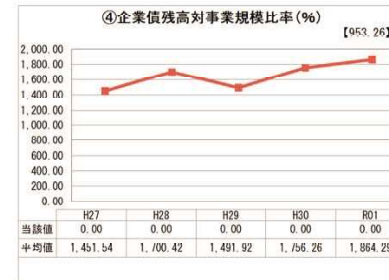
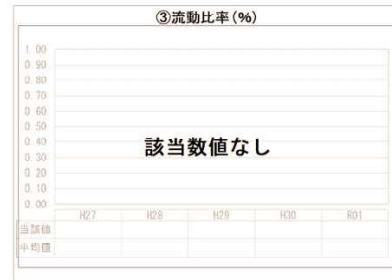
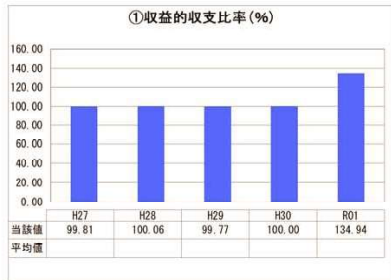
静岡県 熱海市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.37	100.96	4,150

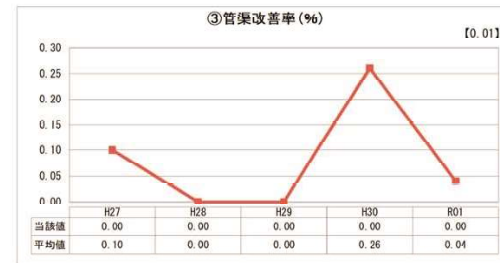
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
36,607	61.78	592.54
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
133	0.11	1,209.09

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和元年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

本特別会計は「離島」という地域的特殊性、かつその離島の中で「漁業集落排水」という極めて限られた区域内における事業である。

またその特殊性として「観光的要素」も勘案する必要がことから、使用量についてピーク時を見据えた設計が必要であり「⑦施設利用率」が全体的に低く推移していることも特徴である。

本会計は会計規模が極めて小さいことから「前年度繰越金」も運用しながら経営健全化に注力しており、これを勘案すると「①収益的収支比率」は事実上100%以上で推移している状況である。

「⑤経費回収率」及び「⑥汚水処理原価」について、施設経年劣化に伴い前年度と同じく修繕費等の維持管理費用が増加したこと、経費回収率が低く推移し、汚水処理原価についても前年度と同等に推移している。また、歳入全体の約73%を「一般会計繰入金」により対応している状態である。

「漁業集落排水」という限られた区域内かつ「⑧水洗化率」100%の現状を勘案すると、これ以上の新規接続を望むことは困難な状況にあることから、今後も一般会計繰入金への依存度が高い状態で推移することが見込まれる。今後は令和2年度に策定する『経営戦略』等をベースに、より一層の経営健全化に注力し、少しでも一般会計繰入金に頼らない事業展開を目指すものである。

### 2. 老朽化の状況について

平成19年4月の供用開始から令和元年度末で13年経過、施設や管渠は比較的新しい状態にあるものの、対応の経年劣化が進行しつつある。

管渠については「漁業集落排水」区域内の布設は供用開始当初において概ね完了していることから、供用開始後に新たな管渠整備がなく、「③管渠更新率」もゼロ推移している。

今後は、長期的視点に立った計画的な維持管理は不可欠であることから、令和元(平成31)年度に策定した『機能保全計画』等をベースに、より計画的、効率的な施設等の維持管理を目指すものである。

### 全体総括

「離島」かつ「漁業集落排水」という特殊要因から、一般会計繰入金に依存する事業が今後も続くものと見込まれる。さらに今後は施設や管渠の老朽化の進行に伴う修繕費等の維持管理費用の増加が見込まれることから、令和元(平成31)年度に策定した『機能保全計画』に基づく計画的な維持管理を行い、令和2年度に策定する『経営戦略』に基づき、経費削減をはじめとするより一層の経営努力により、少しでも一般会計繰入金に依存しない事業展開を進めるよう注力していくものである。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。